

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		犬山市防犯カメラ設置費補助金		市の担当部課	市民部地域安全課		
				問い合わせ先	0568-44-0347		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		西楽田団地自治会		代表者名	会長 鈴木 秀章		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市防犯カメラ設置費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成27年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		安全で安心なまちづくりを推進し、もって犯罪の抑止及び地域の防犯力向上を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		1,435,000 円	804,000 円	250,000 円	1,750,000 円		
		(1,435,000 円)	(804,000 円)	(250,000 円)	(1,750,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		防犯カメラ本体、記録装置、表示板の購入及び設置					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		500,000 円			
		うち補助対象経費		500,000 円			
		補助対象経費の内訳		西楽田団地自治会		500,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		防犯カメラ本体、記録装置、表示板の購入及び設置に係る費用の1/2			
		補助限度額		500,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	防犯カメラ設置に係る完了報告書により確認後、補助金を交付するため精算無し		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の防犯意識の向上が図られ地域防犯力が高まる。 ・犯罪抑止効果により犯罪を未然に防ぐとともに犯罪発生時には犯人の検挙に役立つ。 ・安全安心な住環境が整い、住みよいまちとして定住促進につながる。 					
その他参考事項		—					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※平成30年度の実績に基づき作成しています。